

田原市遊休農地解消対策事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市が行う遊休農地解消対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、遊休農地の解消を促進し、将来の農業を担う者への農地集積及び集約化を支援することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）機構 愛知県農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）をいう。
- （2）地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。

（事業の内容）

第 3 条 事業の内容は、市が行う遊休農地の草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植又は改植された樹木は除く。）、耕起、整地等の簡易な整備とする。

（対象農地）

第 4 条 対象となる農地は、田原市内に存する農地であって、次の各号のいずれにも該当する農地とする。

- （1）事業の実施年度から翌年度までに機構が農地中間管理権を 10 年以上設定し、当該農地の所有者以外の者への転貸が実施される農地
- （2）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第 1 項第 1 号に該

当する農地のうち農地法の運用について（平成２１年１２月１１日付け２１経営第４５３０号農林水産省経営局長、２１農振第１５９８号農林水産省農林振興局長連名通知）の第３の１の（３）のアの（ウ）の a に規定された人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

（３）地域計画の区域内の農地

（４）過去に本事業（令和４年度から令和６年度までにおいて遊休農地解消緊急対策事業の交付を受けたことのある遊休農地を含む。）の適用を受けていない農地

（事業の合意）

第５条 事業の実施を希望し、事業の対象となる農地を再生後に耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）は、当該農地の所有者との連名で、田原市遊休農地解消対策事業実施合意書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業の決定）

第６条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業の実施の決定（以下「事業の決定」という。）をするものとする。

（委託）

第７条 市長は、事業の決定をしたときは、第３条に規定する事業の内容の全部又は一部を、適切な遂行能力を有する者に委託することができる。

（費用請求等）

第８条 事業に要する経費が、遊休農地の解消面積に１０アール当た

り 43,000 円を乗じた額（以下「基準総額」という。）を超える場合は、その超過する額を市長は耕作者に請求することができる。

- 2 前項の規定により請求された耕作者は、指定の期日までに当該超過費用を納付しなければならない。

（農地中間管理権の設定）

第 9 条 市長は、事業が完了したときは、機構と連携し、当該農地の農地中間管理権を設定する手続を進めるものとする。

（事業の条件）

第 10 条 市長は、簡易な整備による解消が困難と判断する場合等、当該農地の状況により事業を実施しないことがある。

- 2 使用貸借により農地中間管理権を設定することを原則とするが、賃貸借による農地中間管理権を設定し、賃料総額が基準総額を超える場合、市長は、土地所有者や機構等と調整し、農地中間管理権の設定期間内に基準総額を賃料総額から相殺する等のモラルハザード防止策を設定するものとする。

- 3 事業を実施した農地については、農地中間管理権の設定期間中、原則として農地中間管理権を解約しないこととする。ただし、やむを得ず解約する場合は、合意解約書を提出しなければならない。

- 4 前項ただし書の規定により解約された場合、市長は、当該解約の原因となった者に、事業に要した費用（基準総額を超える場合は第 8 条第 2 項の規定により耕作者が納付した額を控除した額）の支払を求めることができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 2 8 日から施行する。

田原市遊休農地解消対策事業実施合意書

年 月 日

田原市長 殿

耕 作 者 住所
氏名
電話番号
農地所有者 住所
氏名
電話番号

下記土地について、遊休農地解消対策事業の実施について合意します。
なお、遊休農地解消対策事業に要する経費のうち、田原市遊休農地解消対策事業実施要綱第 8 条第 1 項に規定する基準総額を超過する分について、耕作者が支払うことを承諾します。

1 対象土地

No.	所在・地番	地目	面積 (㎡)	実施内容	
				区分	規模
1				解消面積 ㎡	
				うち草刈り	㎡
				うち除礫	㎡
				うち耕起・整地	㎡
				うちその他 ()	㎡
				抜根本数 本	
2				解消面積 ㎡	
				うち草刈り	㎡
				うち除礫	㎡
				うち耕起・整地	㎡
				うちその他 ()	㎡
				抜根本数 本	

2 利用権の種類（使用貸借又は賃貸借）

3 添付資料

位置図、現況写真、事業費の根拠となる参考見積書等

※市役所記入欄 目標地図位置付け 有 無